



CREATIVE Management Consulting Co., Ltd.
日本国公認会計士 金澤 厚



第141回 タイ国 ビジネス事例 外国公務員贈賄防止指針③

前回から外国公務員贈賄防止指針の贈賄防止体制の基本的内容をご紹介します。今回は、更に、子会社への親会社の支援・指導の在り方、有事の際の対応についてもご紹介します。

(防止体制の基本的内容) (前回から続き)

防止体制の基本的内容は会社の規模や事業形態などを考慮して、会社が独自に設けていきます。一般的に望ましいとされる項目のうち、今回は、①基本方針の策定・公表、②社内規定の策定、③組織体制の整備についてご紹介しました。今回は続けて以下の項目についてご紹介します。

① 社内における教育活動の実施

従業員の贈賄防止に向けた倫理意識の向上と社内管理体制の実効性を確保するため、以下のポイントを踏まえ、社内において適切な教育活動を実施することが求められます。

- 国際的取引に従事する役員、従業員に対しては、採用の時、若しくは転属の時に、基本方針、防止体制の趣旨及び内容を周知徹底することが求められます。
- 教育・訓練活動にあたっては、外国公務員との接触が生じる可能性を考慮し、研修の方法を検討し、有効な教育活動を行うよう努めます。例えば、各種法令の内容ばかりでなく、過去の贈答、接待の事例等を整理したうえで、現地の事情に応じて、賄賂を要求された場合における対処方法など具体的に研修を通じて教育します。
- 所定の研修を受講した従業員には誓約書を提出させることも検討します。

② 監査等

定期的、または不定期の監査により、社内規定の遵守状況を含め防止体制が有効に機能しているかどうか確認することが監査の目的です。

- コンプライアンス責任者や法務・経理担当者など監査に携わる役職員は、防止体制が有効に機能しているか否か、問題点がないかなど、定期的に確認し、実施状況を評価します。その際の心構えは、懐疑心をもって、監査対象情報を評価することです。
- 監査結果は、経営者、コンプライアンス責任者、法務・経理・監査部門の責任者、関連する従業員に広く情報を共有します。

③ 経営者等による見直し

継続的かつ有効な対策や運用を可能とするよう、定期的監査を踏まえ、経営者やコンプライアンス責任者等の関与を得て、防止体制が有効に機能しているどうか評価し、その結果、問題点が検出された場合には見直しを行います。

(子会社の防止体制に対する親会社の支援・指導の在り方)

親会社は、グループ内の子会社に対して、これまで述べてきた事項を踏まえた防止体制を構築し、適正な運用を推進し、その状況について定期的または不定期に確認すること(=監査)が必要です。

グループ内の子会社といっても、その背景や価値観は異なる場合が多いといえます。親会社としては

より高度なリスクマネジメントが求められています。

その際のポイントとなる事項は以下の通りです。

- すべての子会社に防止体制を構築し、推進するの、一定の範囲のみでいいのかなどリスクベースアプローチで選別します。例えば、贈賄リスクの多寡、事業の性格を踏まえて重要と言える子会社、グループ全体のなかで重要な事業を遂行しているような子会社は優先されるべきです。
- 重要といえる子会社であっても自立的に防止体制を構築・運用を構築できるとは限りません。子会社の対応能力、経験が乏しい場合には、不足するリソースを補完することや、場合によっては親会社が主導して子会社の防止体制を構築・運用することも想定すべきです。
- 子会社の構築状況・運用状況を確認するにあたっては、規程類の整備状況を見るだけでなく、実際に現場において機能しているのかを個別、具体的に確認することも必要です。例えば、運用実績の確認、サンプルチェックの他、現場従業員との意見交換の実施なども検討します。

(M&Aの際における留意点)

- リスクベースアプローチに基づき、贈賄リスクが高いと考えられる企業の買収では、当該買収先企業に対するデューデリジェンス(以下、DD)を実施し、贈賄関連法規違反の可能性ないか精査します。
- DDにおいては以下のような点を調査することが考えられます。
 - 買収先企業のビジネススキームそのものが、高い贈賄リスクを有していないか、政府機関との取引の有無、行政機関の許認可取得が重要となるビジネスかどうかなどを検討します。
 - 買収先企業の贈賄防止にかかる社内規程の整備と実施状況を確認します。
 - 買収先企業が認識している過去および現在の贈賄リスクを確認します。例えば、過去の社内通報案件や監査の結果認識された贈賄案件の有無を確認します。
 - 政府機関との取引において、不自然な支出がないかを確認します。例えば、エージェンต์に対する多額な支出の有無、会計帳簿上の実際とは異なる費目の支出の有無を確認します。
- 買収前のDDで十分な情報が得られなかった場合には M&A 契約において贈賄行為に係る責任を買収企業が承継しない旨明記することを検討します。
- DDの結果、買収先企業に贈賄リスクが認められる場合、その程度に応じて、スケジュール見直し、更には買収の見送りなどを検討します。

(有事における対応の在り方)

「有事」とは、賄賂を実際に外国公務員等から要求された場合、又は現地担当者から賄賂を外国公務員等に支払った可能性があることが内部監査、内部通報等によって明らかとなった場合を指しています。

こういった場合、法令遵守を徹底するとともに、自社、自社グループ企業全体への経済的損害を含めた悪影響を最低限に抑え込むため、迅速な行動が求められます。事前に以下の点を明確にしておくことがポイントとなります。

- 担当取締役・担当者の決定、監査役との連携の在り方、調査チームの設置、親子会社間の有事に関する情報の報告体制、その他有事における対応体制を事前に明確化する。
- 有事に関する情報がコンプライアンス責任者、経営者に迅速に伝わるよう体制を構築しておくこと。
- 自社及び子会社に不利な事情も含め関係証拠を保全し、ヒアリング等を実施した上で、弁護士への相談、捜査機関への通報などを検討します。
- 事態収束後は、原因究明を行い、親会社含めグループ全体としての再発防止策を検討します。

CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING Co., LTD.

会計、税務に関する各種相談、顧問、タイに進出する日系中堅企業を強力に支援いたします。

1.税務診断、2.M&A サポート、3.スタートアップサービス、4.管理支援サービス

【連絡先】日本国公認会計士 金澤 厚

Mobile: +66 8 4708 2408 E-mail: kanazawa@cmcs.co.th